

議案第六十一号

和解について

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

一件名 国家賠償請求訴訟事件に係る和解
二当事者 原告 個人

被告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

原告は、平成二十八年九月十日、港区元麻布一丁目五番先の特別区道第一、〇二三号線を自転車で下っていた原告が当該道路の歩道上の段差でバランスを失い転倒し、負傷した事故

（以下「本件事故」という。）について、当該道路の設置及び管理に瑕疵かしがあったことにより損害が生じたとして、令和二年二月六日、被告に対し、損害賠償を求める民事訴訟を提起した。

四 和解条項

訴訟手続の進行中、東京地方裁判所からの和解の勧告を踏まえて、原告及び被告が協議した結果、次のとおり和解することとする。

- (一) 被告は、原告に対し、本件事故に基づく解決金として、五百万円の支払義務があることを認める。
- (二) 被告は、原告に対し、(一)の金員を令和三年十一月三十日までに、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
- (三) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (四) 被告は、被告の所管する道路の適正な管理に努める。
- (五) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (六) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（説明）

国家賠償請求訴訟事件において、和解する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。